

平成27年度の『「全国地域づくり人財塾」修了者の地域づくり活動調査』において、修了生が地域づくり活動の中心メンバーとなり継続して活動している状況や、自らの地域に限らず広域において活動している状況等が明らかになった。人材力活性化研究会として修了生にインセンティブを付与するとともに、その活動を積極的に後押しするため必要な検討を行う。

インセンティブの付与

- ・どのような仕組みがインセンティブの付与につながるのかを検討する必要があるのではないか。
 - ・研究会の議論を踏まえ、修了生が地域に戻った際、新たな取り組みにつながる仕組みを検討する必要があるか。
- 「特に活躍する者」として研究会の構成員全員が認める者に対して、特別な措置を講じることができるか。
- (例) ①人材力活性化研究会として、総務省に対して修了生を推薦することができる仕組みを構築する
- ②①の推薦を受けた総務省は、一定の審査を経て地域力創造アドバイザーとして「地域人材ネット」に登録
- ③②により、各地域において修了生が地域力創造アドバイザーとして活躍する際、その立場が明確となるばかりでなく、関係各市町村においてもその活動を支援しやすい環境が整う

(参考) 地域人材ネット

外部専門家（＝地域力創造アドバイザー）のデータベース

- 地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進市町村で活躍している職員（課）を登録
- 民間専門家（304名）、先進市町村で活躍している職員（23名（組織を含む））（平成28年4月1日現在 計327名）
- 地域力創造アドバイザー検索ページ <http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>
- 1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、原則として連続した任意の3年間を財政支援

外部専門家活用区分	初年度	第2年度	第3年度
先進自治体職員（組織）活用	2,400		

(参考) 『地域人材ネット※』の登録に当たっての要件

以下の要件に該当する方を登録の対象としている。

- ① 地域活性化の取組のモデルとなる先進的な事例において中核的な役割を担う人材またはその取組を支援した外部専門家
- ② 現地での継続的な指導・助言が可能であり、幅広いノウハウ等を提供できること
- ③ 特定の専門分野だけでなく地域おこし全般に貢献できること

※ 地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進市町村で活躍している職員をデータベースにして総務省ホームページに公開